

公益社団法人広島県看護協会定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この定款施行細則は、公益社団法人広島県看護協会（以下「本会」という。）の運営に必要な事項を定める。

(事業所の名称)

第2条 本会の主たる事務所を、公益社団法人広島県看護協会本部といい、県内の支部の事務所を支部事務所という。

第2章 会 員

(入会の手続き)

第3条 正会員として入会しようとする者は、本会が定める入会申込書・継続申請書（電磁的方法を含む。）を提出し、併せて所定の会費等を納入しなければならない。

2 会長は、入会の申し込みを受けた場合、申込者について定款第5条に定める資格要件を満たしていることを確認した上で、第6条に定める当該年度の会費の受領により正会員名簿に登録しなければならない。

3 申込者は、正会員名簿に記載された日から正会員としての資格を取得するものとする。

4 定款第9条の規定により除名された者は、定款第6条第3項に定める5年を経過するとともに、総会におけるすべての正会員の3分の2以上の同意がなければ、再び正会員になることはできない。

(退会の手続き)

第4条 正会員が退会しようとするときは、本会が定める退会届（電磁的方法を含む。）に会員証を添えて、任意に退会することができる。

2 前項の場合、正会員は、退会届を提出した日をもって、正会員の身分を喪失する。

3 第1項の申し込みを受けたときは、本会は、当該正会員について正会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所及び勤務地の変更届)

第5条 正会員は、本会に登録した住所又は勤務地を変更したときは、会長が別に定めるところにより新住所又は新勤務地を会長に届け出なければならない。

第3章 会 費

(会費)

第6条 定款第6条に定める正会員の会費は、1箇年度10,000円とする。

2 定款第5条第1項第2号に定める名誉会員及び公益社団法人日本看護協会定款第5条第1項第3号に規定されている名誉会員については、会費は免除するものとする。

(納付期日)

第7条 正会員は、別に定められた日までに翌年度分の会費を前納しなければならない。ただし、新入会者の会費納入期日はこの限りではない。

第4章 総 会

(通常総会)

第8条 次の事項は、通常総会の議事とするものとする。

(1) 報告事項

前年度通常総会議事録報告、事業報告、理事会報告、支部長会報告、職能委員会報告、常任委員会報告、特別委員会報告、日本看護協会関係報告、監査報告、新年度事業計画及び新年度予算

(2) 議決事項

会計報告（貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録）

(3) 選挙

役員、推薦委員

（開催期日）

第9条 通常総会は、毎年6月に開催する。ただし、やむを得ない事情のある場合は、理事会の決議により、4月又は5月に変更することができる。

（議長）

第10条 定款第16条に規定する総会の議長団は互選により議長を定め、議長交替はあらかじめ議長団の協議によりこれを定める。

（総会運営規則）

第11条 総会の運営に関し必要な事項は、法令、定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、総会において別に定める総会運営規則によるものとする。

第5章 理 事

（忠実義務）

第12条 理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、本会のため忠実にその職務を行わなければならない。

（競業及び利益相反取引の制限）

第13条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（理事の報告義務）

第14条 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監事に報告しなければならない。

第6章 監 事

（構成）

第15条 監事は、本会の業務運営に精通した者2名以内、会計制度に精通した者1名、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）その他の関係法令に精通した者1名を選出するものとする。ただし、会計制度に精通した者と一般社団・財団法人法及び公益法人認定法その他の関係法令に精通した

者は、両者の条件を満たす同一の人物をもってこれに当てることができる。

(委任)

第16条 監事について必要な事項は、法令並びに定款及びこの施行細則に定めるもののほか、総会の決議により別に定める。

2 前項にかかわらず、法令並びに定款、この施行細則及び総会決議に反しない限りにおいて、監事はその協議により、監事の監査及び調査の実施方法等について必要な事項を定めることができる。

第7章 役員選挙

(役員選出)

第17条 役員（第15条に規定する会計制度に精通した者から選出する監事（以下、「外部監事」という。）を除く。）は、総会において、正会員の中から正会員が選出する。

(選挙管理委員会)

第18条 選挙管理委員会は、委員5名をもって組織する。

2 選挙管理委員は、正会員の中から総会において議長が定める。

3 この委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選によって選任する。

4 選挙管理委員会に関する規程は理事会において別に定める。

(役員候補者)

第19条 役員に立候補しようとする者は、正会員5名以上の推薦を受けて、選挙管理委員会に通常総会の2箇月前までに届け出なければならない。

2 第45条に定める推薦委員会は、役員推薦に当たり、正会員の中から同一職について改選数以上の候補者を推薦するものとし、その推薦名簿を選挙管理委員会に、通常総会の2箇月前までに送付しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前2項の役員立候補者名と推薦名簿を通常総会の30日前までに正会員に発表しなければならない。

(投票時間)

第20条 選挙管理委員会は、投票の開始及び終了の時間を定める。

(投票形式)

第21条 役員選任は、別に定めるところにより投票により行う。ただし、候補者が改選数を超えないときは、投票は行わない。

2 役員選任における投票は、記号を用い連記無記名で行う。

3 前項の投票は、定数に満たない記号数の票も有効とする。

(選挙の成立)

第22条 投票総数のうち半数以上が有効投票でなければ選挙は成立しない。

(当選)

第23条 役員選任については、出席正会員の過半数の賛成を得た者の中から得票数の多い順に員数の枠に達するまでの者を当選人とする。なお、得票数が同じであるときは議長がくじでこれを定める。

(選挙規則)

第24条 選挙に関して必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、

理事会の決議により別に定める。

第8章 会長候補者等の選出

(会長候補者等の選出の方法)

第25条 通常総会は、定款第23条第3項に基づき、会長候補者及び副会長候補者を選出することができる。

2 専務理事は、理事のうちから会長が推薦する専務理事候補者から、理事会で選定することができる。

3 理事のうち、常任理事、職能理事、准看護師理事及び支部理事は、理事のうちから会長が推薦し、理事会で選定することができる。

第9章 理事会

(種類)

第26条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

(議長)

第27条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき（審議事項に特別の利害関係を有し、議決に加わることができないときを含む。）は、あらかじめ理事会において定めた順序による理事が議長となる。

第10章 職能委員会

(構成)

第28条 職能委員会は、それぞれ委員長のほか委員7名以内をもって構成し、理事会の選任を得て会長が委嘱する。ただし、看護師職能委員会は委員長のほか委員11名以内とし、そのうち2名以上は准看護師でなければならない。

(小委員会)

第29条 職能委員会は、必要に応じ理事会の承認を得て、小委員会を設けることができる。

(任期)

第30条 職能委員の任期は1期2年とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、2期を超えて再任されることはできない。

(委員長の職務)

第31条 委員長は、委員会の議長になり、議事を整理する。

(会合)

第32条 職能委員会は、毎月定例の会合を開催するものとし、委員会の招集は会長が行う。

(定足数)

第33条 職能委員会は、委員の定数の過半数の委員が出席しなければ会合を開くことができない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。

(決議)

第34条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決議し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(記録)

第35条 委員会は、定款第41条に準じて議事事項を記録しなければならない。
(職能研究会)

第36条 職能委員会は、理事会が決議した事業計画及び予算に基づき、職能の問題を研鑽するため職能研究会（職能集会）を毎年度2回以内開催することができる。

第11章 常任委員会

(常任委員会の設置等)

第37条 この法人に次条で定める常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、委員9名以内をもって構成する。
- 3 常任委員は、理事会において選任する。

(常任委員会の名称及び職務)

第38条 常任委員会の名称及び職務は、次のとおりとする。

- (1) 社会経済福祉委員会
社会経済福祉に関する事項
- (2) 看護研究倫理審査委員会
看護研究の倫理的配慮に関する事項
- (3) 広報委員会
看護の広報に関する事項
- (4) 認定看護管理者教育課程運営委員会
認定看護管理者教育課程（ファーストレベル・セカンドレベル・サードレベル）に関する事項

(任期)

第39条 常任委員の任期は、1期2年とする。

- 2 常任委員は、再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、2期を超えて再任されることはできない。

(委員長)

第40条 常任委員会の委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会の議長となり、議事を整理する。

(会合)

第41条 常任委員会は定例会の会合を開催するものとし、委員会の招集は会長が行う。

(準用規定)

第42条 第34条（定足数）、第35条（決議）及び第36条（記録）の規定は、常任委員会にこれを準用する。

第12章 特別委員会

(特別委員会)

第43条 本会に特別委員会を置く。

- 2 特別委員会の構成及び運営については、常任委員会に準ずるものとする。
- 3 特別委員の任期は、2年を超えない範囲内において理事会が定めた期間、若しくは当該委員会において、その職務が終了したものと認められるまでの期間とする。

第13章 推薦委員会

(推薦委員会の設置)

第44条 本会に推薦委員会を置く。

- 2 推薦委員会は、役員、推薦委員の改選に際し、その候補者の推薦に関する事項をつかさどる。
- 3 推薦委員は9名以内をもって構成する。
- 4 推薦委員は総会において、正会員から選任する。
- 5 推薦委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 6 推薦委員のうち1名を委員長とし、推薦委員の互選によって、これを選任する。
- 7 候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ本人の承諾を得て推薦しなければならない。

第14章 事務局等

(組織及び職員)

第45条 定款第45条に規定する組織として、事務局、事業局、ナースセンター、訪問看護事業局及び看護生涯教育・研究センターを設ける。

- 2 前項の事務局に総務部を、事業局に事業部を、訪問看護事業局に訪問看護事業部及び経理部を、看護生涯教育・研究センターに継続教育部、認定教育部及び図書・情報管理室を置くとともに、必要な職員を配置する。
- 3 職員の任務、本会の会計処理及びその他必要な事項は、法令並びに定款及びこの施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。
- 4 職員等の給与、退職手当、旅費等に関することは、理事会の決議により別に定める。

第15章 支部区分

(支部区分)

第46条 支部は、次の11支部に区分する。

- (1) 広島中支部
 - (2) 広島東支部
 - (3) 広島西支部
 - (4) 広島南支部
 - (5) 広島北支部
 - (6) 廿日市支部
 - (7) 東広島・竹原支部
 - (8) 呉支部
 - (9) 三原・尾道支部
 - (10) 福山・府中支部
 - (11) 三次・庄原支部
- 2 支部の区域は、別表のとおりとする。
 - 3 支部事務所は、理事会の決議により別に定めるところに置く。

(支部運営規則)

第47条 支部の運営に関し必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

第16章 支部役員等

(支部役員)

第48条 各支部に次の支部役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 2名以内
- (3) 幹事 7名以内

2 支部は支部役員候補者を支部総会において選定し、推薦するものとする。

3 支部から推薦された支部役員候補者については、理事会の決議を得て選任する。また、支部役員は、理事会の決議により解任する。

(職務)

第49条 支部長は理事会が決議した事業計画と予算に基づき業務を推進するものとする。

2 その他支部に関する必要な事項は理事会において別に定める。

(任期)

第50条 支部役員の任期は1期2年とし、再任されることができる。ただし、同一の職に引き続き就任する場合は、2期を超えて再任されることはできない。

(支部長会)

第51条 会長は、支部長を招集し、その議長となる。

2 支部長会は、本会の会務の執行に関する事項及び支部事業運営について協議するほか、支部相互の連絡調整をはかるものとする。

(職員)

第52条 支部事務所に職員を置く。

2 職員の任務その他必要な事項は、法令並びに定款及びこの定款施行細則に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第17章 支部会計

(支部活動費)

第53条 会長は、支部活動の円滑な推進をはかるため、支部に対して毎事業年度予算から支部活動費を配分する。

2 支部活動費は、その予算の範囲内において支部活動に最も効果的な運用をしなければならない。

(支部活動費の精算報告)

第54条 支部長は、毎事業年度末をもって収支決算報告を、すみやかに会長に提出しなければならない。

第18章 公益社団法人日本看護協会との関係

(会員)

第55条 この法人の正会員は、公益社団法人日本看護協会の正会員となるものとする。

2 この法人は、総会の議決を経て公益社団法人日本看護協会の法人会員となるものとする。

(入会手続き)

第56条 正会員の公益社団法人日本看護協会への入会手続きは、本会の入会手続きと同時に、本会を通じて行わなければならない。

2 法人会員となるときは、会長を代表者として、入会手続きをしなければならない。

第57条 この法人は、公益社団法人日本看護協会に係る次の事項を行うものとする。

(1) 代議員及び予備代議員に関する事項

公益社団法人日本看護協会の代議員及び予備代議員は、別に定めるところにより、本会の正会員の中から、総会において選出するものとし、投票は連記無記名とする。

(2) 職能委員長に関する事項

保健師職能委員会、助産師職能委員会、看護師職能委員会（以下「職能委員会」という。）の委員長は、公益社団法人日本看護協会の開催する全国職能委員長会に出席するものとする。

(3) 全国職能別集会に関する事項

職能委員会の委員長及び会員は、公益社団法人日本看護協会の開催する全国職能集会に出席するものとする。

(4) その他

第19章 細則の変更

(細則の変更)

第58条 この細則は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行った日（以下「移行登記日」という。）から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月21日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年2月17日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年7月20日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年10月16日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年1月15日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年6月24日から施行し、令和6年度の通常総会に係る役員の改選時から適用する。

附 則

この細則は、令和6年5月18日から施行し、令和6年度に就任する委員の任期から適用する。

別表

支部名	区域
広島中支部	広島市中区
広島東支部	広島市東区、広島市安芸区、府中町、海田町、熊野町、坂町
広島西支部	広島市西区、広島市佐伯区
広島南支部	広島市南区
広島北支部	広島市安佐南区、広島市安佐北区、安芸高田市、安芸太田町、北広島町
廿日市支部	大竹市、廿日市市
東広島・竹原支部	東広島市、竹原市、大崎上島町
呉支部	呉市、江田島市
三原・尾道支部	三原市、尾道市、世羅町
福山・府中支部	福山市、府中市、神石高原町
三次・庄原支部	三次市、庄原市